㈢　一元化法の施行の日前に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、年金額の算定方法等を定めることとした。（第五四条～第一一三条関係）

㈣　一元化法の施行の日後に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者に対し退職共済年金等として支給する場合における年金額の算定方法等を定めることとした。（第一一七条～第一三八条関係）

2　退職等年金給付のうち退職年金の支給要件の経過措置として、施行の日に引き続かない施行の日前の組合員期間を算入しないことを定めることとした。（第一五〇条関係）

3　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（政令第三四六号）（総務省）

1　積立金の管理及び運用

㈠　組合は、毎事業年度、厚生年金保険給付又は退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとすることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第一五条関係）

㈡　総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する基本的な指針を定めることができることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第二七条の二関係）

㈢　厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用方法等を定めることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第一六条の二及び第一六条の三関係）

2　退職等年金給付

㈠　退職等年金給付の額の算定に必要な付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率を地方公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、地方公務員等共済組合法に規定する事情のほか、国の退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通し等の事情を勘案する必要があることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第二五条の六及び第二五条の七関係）

㈡　公務障害年金及び公務遺族年金の最低保障額を算出する場合に地方公務員等共済組合法に規定する一定額から控除すべき厚生年金相当額は、当該年金の受給権者が受ける権利を有する退職共済年金等の額から一定額を控除した金額であることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第二五条の一一関係）

㈢　組合員が禁錮以上の刑に処せられた場合等において、退職等年金給付のうち支給しないこととする金額を定めることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第二七条関係）

3　費用負担等

㈠　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金との割合を地方公務員共済組合連合会の定款で定める場合は、退職等年金給付に要する費用の算定について地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるようにすること等の事情を勘案する必要があることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第二八条の二関係）

㈡　地方公務員共済組合連合会が行う国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について、財政調整を行う範囲等を定めることとした。（地方公務員等共済組合法施行令第三〇条の三～第三〇条の六及び附則第三八条関係）

4　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令を廃止することとした。

5　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（政令第三四七号）（総務省）

1　退職共済年金等の経過措置

㈠　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二四年一元化法」という。）の施行日（平成二七年一〇月一日）において、平成二四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前地共済法」という。）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前地共済法による職域加算額を支給する場合における平成二四年一元化法附則第六〇条第一項、第三項及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第五条～第一三条関係）

㈡　平成二四年一元化法の施行日前に給付事由が生じた年金である給付について、平成二四年一元化法附則第六一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第一四条～第五二条関係）

㈢　平成二四年一元化法の施行日前に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、年金額の算定方法等を定めることとした。（第五三条～第一一五条関係）

㈣　平成二四年一元化法の施行日後に給付事由が生じた追加費用対象期間を有する者に対し退職共済年金等として支給する場合における年金額の算定方法等を定めることとした。（第一一九条～第一四〇条関係）

2　退職等年金給付のうち退職年金の支給要件の経過措置として、施行日に引き続かない施行日前の組合員期間を算入しないことを定めることとした。（第一五四条関係）

3　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（政令第三四八号）（文部科学省）

一　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　共済年金に関する国家公務員共済組合法施行令の準用規定を削除するとともに、新たに退職等年金給付に関する同令の準用規定を整備することとした。

2　加入者に係る掛金率の範囲を一〇〇〇分の三〇から一〇〇〇分の一三五までとすることとした。

二　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部改正関係

昭和三六年四月前の加入者期間に係る年金給付費に対する経過的国庫補助の補助対象として、私学事業団が支給する厚生年金を追加すること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第一一条関係）

三　経過措置

関係政令について所要の経過措置を設けることとした。（第一二条～第一九条関係）

四　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇平成二十七年八月二十四日から同月二十六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三四九号）（内閣府本府）

1　平成二七年八月二四日から同月二六日までの間の暴風雨による三重県多気郡大台町及び北牟婁郡紀北町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所得税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（財務省）

一　所得税法施行令の一部改正関係

退職年金等信託の範囲に退職等年金給付積立金の積立ての業務等に係る信託の契約を追加する等、所要の整備を行うこととした。（所得税法施行令第五二条関係）